

弘前市総合学習センター 清掃業務委託別記事項

1 日常清掃

- (1) 委託業務の時間は常駐清掃とし、毎日8時から17時までの時間とする。
- (2) 常駐清掃は、学習センターの外構部分、共有部分、貸出部分についての清掃を主体とし、その他専用部分については、甲と協議のうえ作業を実施するものとする。
- (3) 常駐清掃作業員は、来館者と区別できる作業服を着用して誠実に作業を実施しなければならない。
- (4) 清掃工程は、甲の承認を得るものとする。
- (5) 総合学習センター附属家具（事務室を除く。）は水拭き清掃するものとする。
- (6) 総合学習センター外周の清掃は、甲と協議のうえ行うものとする。

2 普通清掃

- (1) 総合学習センター床は、週1回程度ワックスがけ等、その材質に応じた入念な清掃をしなければならない。
- (2) 総合学習センター壁、天井は、週1回程度すす払いをしなければならない。
- (3) 総合学習センター屋上は、月1回以上清掃するものとする。この際、屋上面に損傷を与えないよう充分注意すること（積雪期間を除く。）。